

健保からのお知らせ

Q A 健保スタッフがお答えします

第9回

昨年度に引き続き平成22年度においても被扶養者調査を実施させていただきます。下記に主な注意点をまとめてみました。



私がお答えします

主任 彦坂真二郎

Q₁ なぜ被扶養者調査を行うのですか？

A₁ 扶養認定時点では収入が無い、または認定基準の範囲内の収入であっても、その後にパート勤務を始めたり年金の受給が始まる等、認定基準を超えた収入がある被扶養者の方がいないかを確認するためです。

Q₂ 近日中に子供が就職で扶養を外れる予定ですが・・・

A₂ 所得証明や学生証の写し等の添付資料は提出不要ですが、**被扶養者異動届にお子様のカード保険証を添付して**、事業所（任意継続被保険者の方は健保組合）に届出させていただく必要があります（被扶養者異動届は健保組合のホームページからダウンロードすることも出来ます）。



扶養者の方がパート勤務を始められた方

Q₃ Q2の場合、扶養を削除する年月日はいつですか？

A₃ 新しい保険証の「資格取得年月日」＝当健保組合の「資格喪失年月日」となりますので、保険証をよく確認してください。

Q₄ 扶養削除すべき年月日の後に、誤って保険証を使った場合はどうなりますか？

A₄ 資格喪失後の受診となりますので、健保組合に医療費を返還していただく必要があります。



子供が就職された方

Q₅ 扶養削除の届出を忘れていたのですが・・・

A₅ 早急に届出をしていただく必要があります。削除すべき被扶養者が残ったままであれば、健保組合が皆様の保険料で国に納める高齢者の支援金等が余計に計上されてしまいます。



調査の主旨をご理解のうえ、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

【事業所の廃止について】

- 平成21年12月31日付で、加盟事業所の株式会社T・S・Yが事業を廃止しました。
- ダイハツ系連合健康保険組合の加盟事業所数は30社となりました。